













議会事務局			編さん番号			
起案	平成 18 年 8 月 21 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 18 年 9 月 7 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
番号	川 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）				
公開・非公開の区分	部分公開		個人情報	無		
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）					
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）					
件名	議会運営委員会小委員会会議録（要点筆記） （第10回議会改革小委員会）					
伺い文	別紙のとおり報告いたします。					
決 裁 欄	議長	委員長	局長	課長	主査	起案者 川野 道広  議事係 電話 2266
			 局次長 	 課長補佐  	 主任   	
合 議						公印承認
						文書主任
決裁後供覧	意見又は処理方針					

(別紙)

1 件名 議会運営委員会小委員会会議録 (要点筆記)

(第10回 議会改革小委員会)

2 日時 平成18年8月21日(月) 開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時49分

3 場所 市議会第2委員会室

4 議題 議会運営に関する検討事項について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、大関、岩澤、松本(佳)、金子の各委員

6 事務局 森田局次長、安田課長、渡辺補佐、齋島補佐、金子主査、川野主任、川瀬主任

榎本委員長

本日は、お忙しい中ご参集賜り、ありがとうございます。  
また、先般の当委員会の視察に際しましては、委員皆様の格別なるご協力を賜り、所期の目的を十分に達成できましたことに対し、まずもって御礼を申し上げます。

開 会 午後 2時00分

榎本委員長

それではただ今から、第10回「議会改革小委員会」を開会いたします。  
本日の出席委員は全員であります。  
本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の小委員会において、「1 本会議のあり方について」のうち「討論時間の会派持ち時間制について」及び、「4 その他改善すべき課題等」のうち「政務委調査費に関すること」を検討することをご了解をいただいたところでございます。

それでは、初めに、「1 本会議のあり方について」のうち「討論時間の会派持ち時間制について」検討して参りたいと思いますが、まず、提出会派であります■■■■■さんから、再度、ご説明願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

市長提出議案、議員提出議案等色々あるが、議員個人の権利として、議案に対する質疑、討論が認められているが、本市においては通常20分以内、当初予算・決算を審議する議会は25分以内とされている。本市は会派制をとっており、会派を重んずるという観点から本提案をさせていただいた。

榎本委員長

ただいま、■■■■■さんから説明がございましたが、これを受けて■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんから、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

■■■■■さんいかがでしょうか。

確認するが、今の川口では、持ち時間は無制限なのか。

安田議事課長

市議会申し合わせ事項により、討論は20分以内とする。ただし、決算及び当初予算を審議する議会は25分以内とする、となっている。

一般質問はどうか。

安田議事課長

質疑、質問時間は3回の45分以内とする。ただし、当初予算を審議する議会に限り、各会派1名は60分以内、その他は40分以内とし、会派に属しない議員は45分以内とする、となっている。

会派持ち時間制については、時間の計算の方法にもよるが、我が会派はこれまでの通例だと1定例会で3人行なっている。2定例会連続して一般質問はできず、議長、監査委員は一般質問しない。これらのことから、我が会派を考えると、現状で3人でできていることから、会派持ち時間制を導入しなくても、それなりの時間を取れているという認識である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

討論時間についての議論と認識しているが、討論時間と質問時間と混同している感がある。この議論の論点を、委員長に整理していただきたい。

■■■■さんからの追加提案である討論時間のことについてであると考えているが。

榎本委員長

提出会派の■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

■■■■の言うとおりの、討論時間の会派持ち時間制についての提案であり、一般質問は含んでいない。

我々のように20人いる会派も20分、1人でも同じということでもいいのだろうか。会派を代表して討論したが、会派内の意見は実は違うということもあるやに聞いている。

会派制を採っていることから、もう少し会派を重視しても良いのではないかとということである。

榎本委員長

ただいま、討論についてであるとのことであります。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

会派のあり方については■■■■でも提案しているが、4つの常任委員会に付託された議案について、1つの常任委員会は5分となる。決算、予算は25分であるが、一定の時間がないと討論の趣旨が理解できないことにもなるので、一定の時間は必要である。

一方、1人の場合、所属していない委員会の付託議案について、どこまで理解できるのかという問題がある。

しかし、討論の保障は大事なことから、■■■■さんから具体的な時間が提案されれば考えなければならないと思っている。

討論を行わないで、会派の賛否はばらばらという問題もある。

討論は重要であることから、具体的な時間が出てくれば判断しなければならないとは考えているが、全体として、討論時間を短くするという方向では問題であるが、無制限というのもどうなのか。各会派の自主的規制に委ねるのかなど、大いに研究する必要がある。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

微妙に会派のあり方とも繋がっている問題であるが、討論は会派の最終的な意思表示の場であり重要である。

ただ、限られた時間の中で平等性を欠いているという認識もある。この点をどのように整理するかという議論が必要である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

具体的な時間があがっていなかったもので、会派内では深い議論に至っていない。しかし、人数多い会派、少ない会派あるが、1人に同じ時間を持てるというのは逆

に言うといい面と捉えることもできるが、基本的には人数によって差を付けることには賛成ではあるが、もう少し時間をかけて検討すべきである。

榎本委員長

各会派概ね同じ方向性であり、具体的な時間などについてさらに研究すべきとの意見であります。

提出会派である■■■■さんには、今後、本提案について検討する際には、具体的な時間を示していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

■■■■ 了解した。

榎本委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、「4 その他改善すべき課題等」のうち「政務調査費に関すること」について検討して参りたいと存じますが、「政務調査費に関すること」については、第6回及び第8回の小委員会において、意見の交換を行なったほか、前回の小委員会において、横須賀市及び高松市の関係資料について、事務局から説明があり、それを受けて横須賀市の視察を行なったところでありますが、その後の各会派の検討状況については、いかがでしょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

政務調査費についてはこれまでも色々と議論を尽くしてきた。市民オンブズマンから、議長や議会あてに質問状が送られ、検討中と回答している経緯もある。

このような状況の中で、先日視察した横須賀市は2年間かけて議論を尽くし、1つの方向性を出している。

川口市としても、早急に議論をして答えを出さなければならない問題であるという認識を持っている。

この小委員会において、今期中に方向性をきちっと出していくべきではないのか。全会派一致しないと難しいことから、全会派の意見の一致を目指して協議すべきである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

横須賀市の視察については、団に資料を配り、内容も説明した。公開することについてはやむを得ないという意見で一致している。しかし、どのような形で、どこまで公開するのかなどについては、まだ結論が出ていない。

横須賀市の場合は1円まで全て公開するとなっているが、そこまでは難しいのではないのかとの思いもある。

今後も、各会派と協議を尽くしていきたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

会派内では、具体的な視察の報告は行なっていないが、従来から一定の議論を行なっている。■■■■としては、他の検討項目を無視するということではないが、一時棚上げして、この件について本小委員会の検討事項の中心に据えて検討すべきと考えている。現在の川口市の支出基準を基本として、横須賀市のマニュアルと対比

した場合の相違点などを研究してはどうか。議員報酬そのものも各市でばらばらで定まっていない。どこかの団体から質問が来ているから検討するという感じで、政務調査費だけを見ていいのかと言う問題もあるが、議員の力量を伸ばすということと、全体の力量を高めるという点を考えると、政務調査費は大切である。

川口市の規定と、例えば横須賀市の規定を対比しながら、合意点を見出していくという方法が効率的ではないのか。

精力的に検討し、3月までということではなく、18年中に決めるというくらいの気持ちで臨むべきである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 視察の内容については口頭で報告をした。取扱いについては会派内ではまだまとまっていないが、小委員会で詰めていくということについては了解してもらっている。

政務調査費は議員個人の活動を大きく左右する重要なものである。使途を明らかにしてあげれば、金額を増額して議員活動を充実させていくという考え方もある。中身を明らかにしていくことを検討すべきである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 我が会派は、領収書を全て公開すべきで、公開に当たっては各会派同じルールで行うべきとの主張を行ってきた。

横須賀市のマニュアルを参考にするのは別にして、そういうものをもって議論し、一致したところから実施していくという方法も考えられる。まず、マニュアルの作成に手をつけ、できるところから議論していかないと進まないのではないのか。

榎本委員長

ただ今各会派のご意見を拝聴いたしました。■■■■さんからは、今期中にマニュアルを作成すべき、■■■■さんから本小委員会の議論の中心にし精力的に取り組むべき等々ご意見がございましたが、各会派検討を進めていくという点では一致しております。■■■■さんは検討中とのことですが、公開はやむを得ないとのことでございます。

横須賀市に視察に行きましたが、川口市の基準と対比して、項目ごとに検討を深めるという方法も有効であると考えております。

政務調査費の問題は重要な問題であります。他の提案は重要ではないということではありませんが、本日で提案された項目は一通り1度は議論したことになります。

これからの残りの期間を考慮いたしますと、政務調査費を中心に据えて議論して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■ 本小委員会には多くの検討課題が提案され、意見の一致を見たもの、一致していないものあり、これらの検討をやめるということではないが、政務調査費については、いつまでかかってもいいという状況ではないところまできている。中心に議論し、今年度内にも骨子をしっかりと決めるくらいはしないといけない。政務調査費一本に絞って議論すべきである。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

そういう方向で結構である。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

これを中心にして、とにかく仕上げるということに全力を尽くしたい。優先的に議論していきたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

会派としては、内容を精査するとの議論でまとまっている。政務調査費についてはできて間もない制度であり、様々な議論が予想され、短時間でできるものではないと思う。時間を割いて議論して我々の期中にまとめ、実施していきたい。

榎本委員長

■■■■さんいかがでしょうか。

■■■■

横須賀市の話でも、公職選挙法、政治資金規正法等様々な議論が出たとのこと。会派に持ち帰ってその上で議論することもあり、時間がかかるとは思いますがやるべきである。

榎本委員長

川口市の基準と、横須賀市の基準を対比した資料の作成について、事務局をお願いしたい。

森田局次長

川口市には運用マニュアルがないので対比はできない。他のいくつかの例を集めて事務局で手を加え、資料とすることでいいか。

■■■■

川口市の現状をまとめて、川口市の基準と比べるべき。川口市の基準に立ち返って見て、それを他と比較するということにしないと、他の例にしがみつくとということにもなりかねない。

川口市のいきさつの中でのとっかかりとなるものが必要である。

榎本委員長

事務局どうか。

森田局次長

川口市の基準と対比した資料を示して参りたい。

■■■■

高松市も横須賀市も、使途基準の各項目を決め、項目ごとに細かく議論を重ねたと考えられる。使途項目ごとに詰めていくという考え方もあるのではないか。

■■■■

使途基準はもちろんある。各市は標準条例をもとに条例を作っているであろうことから、全国的にあまり変わらないのである。だから、マニュアルを作成することになる。

自治法の第100条第13項には「必要な経費の一部として、」と規定されている。一部とはどこまでをいうのか、金額なども含めて考えなければならない。